

## 発注者支援業務等積算基準の運用基準

### 1. 運用基準について

発注者支援業務等積算基準の運用基準は、「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」、「工事監督支援業務積算基準」及び「調査設計資料作成業務積算基準」について、積算計上の考え方等を示した運用を定めたものである。

なお、当該運用は契約方式を一般競争（総合評価落札方式）とする場合を対象とし、それ以外の契約方式による場合は別途考慮するものとする。

### 2. 業務委託料の積算（発注者支援業務）

「積算技術業務積算基準」、「技術審査業務積算基準」及び「工事監督支援業務積算基準」の第1章 3. 業務委託料の積算（2）各構成費目の算定1）直接人件費、及び2）直接経費は各種業務において以下のとおりとする。

## 2-1 積算技術業務

### 1) 標準歩掛

積算技術業務における積算基準は、「積算技術業務積算基準」のとおりとする。

### 2) 各構成費目の算定

#### ①直接人件費

直接人件費の算出のための歩掛は「別紙-1 積算技術業務（各種歩掛）」による。

#### ②事務用品費

事務用品費は「その他原価」に含まれている為、別途計上しない。

#### ③旅費交通費

ア. 打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事

毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料1-3」により計上すること。

イ. 現地調査にかかる旅費交通費については、現地調査1回毎に以下の通り計上すること。

1) 使用する業務用自動車の規格は、原則として5人乗りライトバン(1.5L)とる。

2) 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算する。

3) 業務用自動車は、現場内移動(現地調査)のために1日・台当たり2時間計上するものとする。

#### ④業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等については、2-1 2) ③イ. により計上する。

#### ⑤電算機使用経費

電算機使用料については、原則として別途計上しない。

### 3) 打合せ

打合せ回数は特記仕様書による。

積算対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「審査対象工事毎の打合せ」に基づき、対象工事1本当たりの歩掛を計上する。

### 4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.08$$

※注：税抜き価格は、千円未満を切り捨てる。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の工事区分における単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。(第2回変更契約以降についても当初契約時の落札率を用いるものとする。)

## 2-2 技術審査業務

### 1) 標準歩掛

技術審査業務における積算基準は、「技術審査業務積算基準」のとおりとする。

### 2) 各構成費目の算定

#### ①事務用品費

在庁により業務を行う場合の事務用品費については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

#### ②旅費交通費

打合せにかかる旅費交通費については、業務全体の打合せ及び対象工事毎の打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料1-3」により計上すること。

#### ③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

現地調査は原則行わないものとする。

### 3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

審査対象工事毎の打合せの積算は、積算基準の「審査対象工事毎の打合せ」に基づき、対象工事1件当たりの歩掛を計上する。

### 4) 総価入札単価合意方式

単価を合意する場合は、下記の式により合意単価を算定すること。

$$\text{単価} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} + \text{一般管理費}) \times 1.08$$

※注：税抜き価格は、百円未満を切り捨てる。なお、端数の切り捨ては単価毎に一般管理費等にて行うこととし、全体の契約額に関する調整は任意の単価の一般管理費等にて行うこととする。

変更契約における追加項目の落札補正については、当初契約時における落札率を用いるものとする。（第2回変更契約以降においても当初契約時の落札率を用いるものとする。）

## 2-3 工事監督支援業務

### 1) 標準歩掛

工事監督支援業務における積算基準は、「工事監督支援業務積算基準」のとおりとする。

### 2) 各構成費目の算定

#### ①事務用品費

在庁により業務を行う場合の事務用品費については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

#### ②旅費交通費

打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料1-3」により計上すること。

#### ③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

業務用自動車は、現場内移動（報告、調整、連絡業務を含む。）のために1日・台当たり2時間を計上するものとする。

### 3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

定例打合せの積算は、発注者支援業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.0人/月計上するものとする。

### 3. 業務委託料の積算（調査設計資料作成業務）

「調査設計資料作成業務積算基準」の第1章 2. 業務委託料の積算（2）業務委託料構成費目の内容 1）直接人件費、及び 2）直接経費は以下のとおりとする。

#### 3-1 調査設計資料作成業務

##### 1) 標準歩掛

調査設計資料作成業務における積算基準は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおりとする。

##### 2) 各構成費目の算定

###### ①事務用品費

在庁により業務を行う場合の事務用品費については、「別紙-2 パソコン及びプリンタ使用料」により計上するものとする。

###### ②旅費交通費

打合せにかかる旅費交通費については、打合せの回数分を「設計業務等標準積算基準書参考資料1-3」により計上すること。

###### ③業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

業務内容として現地調査等を実施する場合は、「調査設計資料作成業務積算基準」のとおり計上する。

##### 3) 打合せ

打合せ回数は、特記仕様書による。

打合せの積算は、調査設計資料作成業務積算基準に基づき、1月当たり2回を標準とし、業務場所（各出張所、監督官詰所等）毎に、管理技術者を1.0人/月計上するものとする。

### 4. 業務価格

業務価格は10,000円単位とする。10,000円単位での調整は一般管理費で行う。

No	事業区分(Lv0)	工事区分(Lv1)	当初設計								変更設計											
			簡易A区分(工事種別が4種以下の工事)				標準B区分(工事種別が5種以上の工事)				簡易A区分(工事種別が4種以下の工事)				標準B区分(工事種別が5種以上の工事)				数量精査			
			技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員	技師A	技師B	技師C	技術員
1	河川改修	築堤・護岸	3.045	0.268	22.736	2.908	6.534	0.274	36.644	4.742	1.862	0.215	12.972	1.722	3.774	0.356	21.458	2.967	1.625	0.166	10.407	1.580
2		浚渫(河川)	-	-	-	-	3.989	0.485	21.442	2.827	-	-	-	-	2.530	0.332	13.684	1.991	1.030	0.205	5.799	0.888
3		樋門・樋管	4.655	0.124	27.901	3.957	6.796	0.169	38.986	5.421	2.482	0.311	15.628	2.346	3.810	0.278	22.323	3.181	1.903	0.095	12.345	1.555
4		水門	5.482	0.157	31.073	4.252	10.948	0.218	61.110	6.935	2.960	0.288	16.534	2.078	6.429	0.156	36.781	4.388	2.983	0.078	17.996	2.378
5		堰	6.084	0.157	35.453	4.540	11.273	0.224	64.269	7.337	3.396	0.288	19.663	2.699	6.895	0.189	40.412	5.033	3.044	0.084	18.778	2.568
6		排水機場	3.965	0.366	22.143	2.887	5.810	0.417	33.068	4.317	2.122	0.304	11.406	1.665	2.939	0.373	16.309	2.422	1.286	0.247	6.842	1.118
7		床止め・床固め	3.600	0.350	20.189	2.778	5.133	0.376	28.988	3.950	2.054	0.254	11.918	3.443	2.906	0.334	15.875	2.213	1.292	0.208	6.735	1.013
8	河川維持・修繕	河川維持	3.156	0.350	16.823	2.447	5.193	0.599	28.412	3.709	1.622	0.356	8.671	1.078	2.737	0.532	14.453	1.827	1.155	0.231	6.527	0.889
9		河川修繕	3.141	0.350	17.373	2.482	4.925	0.599	28.579	3.775	1.725	0.452	10.134	1.327	2.604	0.532	14.371	1.954	1.215	0.231	7.027	0.802
10	海岸整備	堤防・護岸	3.351	0.415	18.347	2.865	5.404	0.655	29.624	4.501	1.831	0.324	10.405	1.695	2.846	0.455	15.800	2.758	1.425	0.085	8.469	1.142
11		突堤・人工岬	3.152	0.500	15.807	2.780	4.875	0.741	25.333	3.890	1.666	0.363	9.127	1.726	2.709	0.455	14.716	2.372	1.094	0.335	5.380	0.841
12		海域堤防	-	-	-	-	3.776	0.902	17.342	3.139	-	-	-	-	2.243	0.455	12.271	2.079	1.001	0.378	4.707	0.669
13		浚渫(海岸)	-	-	-	-	3.934	0.688	19.277	3.196	-	-	-	-	2.146	0.672	9.880	1.527	1.063	0.260	5.557	0.745
14		養浜	-	-	-	-	3.202	0.838	14.234	2.443	-	-	-	-	1.857	0.608	8.538	1.537	0.954	0.317	4.636	0.618
15	砂防・地すべり対策	砂防堰堤	4.856	0.326	27.602	3.671	7.218	0.224	39.914	5.292	2.473	0.313	14.644	2.089	3.942	0.334	22.106	3.525	1.826	0.073	11.766	1.844
16		流路	3.772	0.760	20.332	3.755	5.708	0.877	31.441	4.823	2.179	0.270	12.166	1.718	3.076	0.326	16.564	2.184	1.317	0.193	7.810	1.165
17		斜面对策	3.646	0.328	20.791	2.629	5.607	0.357	32.519	4.036	1.879	0.276	10.792	1.502	3.081	0.300	18.328	2.474	1.399	0.202	8.320	1.159
18	道路新設・改築	道路改良	3.518	0.385	20.596	2.417	6.197	0.274	35.600	4.353	2.047	0.268	12.481	1.483	3.569	0.356	21.736	2.522	1.359	0.084	8.444	1.147
19		舗装	2.999	0.410	16.342	2.463	4.948	0.485	27.668	3.826	1.682	0.254	9.793	1.304	3.234	0.285	18.106	2.156	1.216	0.208	7.415	1.028
20		鋼橋上部	5.327	0.461	30.029	3.626	7.650	1.025	44.049	5.319	3.103	0.395	18.169	2.158	4.608	0.481	26.969	3.270	2.166	0.321	12.925	1.636
21		コンクリート橋上部	5.247	0.486	27.972	3.607	7.406	0.307	40.230	5.392	3.157	0.311	17.351	2.144	4.489	0.245	26.642	3.802	3.033	0.095	11.650	1.554
22		橋梁下部	4.773	0.486	26.244	3.719	6.985	0.955	38.892	6.648	2.513	0.351	14.184	2.243	4.605	0.443	27.285	4.400	2.090	0.095	12.621	1.711
23		トンネル(NATM)	-	-	-	-	8.466	1.028	45.674	7.910	-	-	-	-	4.651	0.809	26.711	5.242	1.870	0.419	11.944	2.578
24		コンクリートシット*	3.317	0.541	17.928	3.386	5.069	0.581	27.905	4.860	1.976	0.363	10.741	1.719	2.851	0.363	15.969	3.057	1.219	0.266	6.812	1.248
25		鋼製シット*	3.787	0.541	21.253	3.866	5.465	0.606	28.872	5.195	2.006	0.363	12.478	2.363	3.003	0.363	16.362	3.273	1.254	0.266	6.628	1.687
26		地下横断歩道	-	-	-	-	4.916	0.485	26.355	4.623	-	-	-	-	3.091	0.385	17.165	2.923	1.336	0.114	7.583	1.098
27		地下駐車場	-	-	-	-	5.244	0.624	26.940	4.437	-	-	-	-	2.929	0.386	15.657	2.649	1.145	0.140	5.733	1.097
28	共同溝・電線共同溝	共同溝	-	-	-	-	5.107	0.859	25.855	3.872	-	-	-	-	2.884	0.581	14.802	2.330	1.211	0.299	6.032	1.152
29		電線共同溝	-	-	-	-	5.023	0.515	28.125	3.109	-	-	-	-	3.007	0.334	16.912	1.899	1.272	0.208	7.378	0.791
30		情報ボックス	-	-	-	-	2.668	0.545	14.581	1.953	-	-	-	-	1.746	0.338	8.477	1.072	0.795	0.217	4.086	0.498
31	道路維持・修繕	道路維持	3.257	0.363	18.282	3.169	6.460	0.280	38.356	5.571	1.896	0.311	11.052	1.893	3.618	0.389	22.386	2.555	1.714	0.095	10.979	1.234
32		道路修繕	3.367	0.388	18.977	2.430	7.653	0.252	40.695	4.182	1.933	0.299	11.035	1.258	4.279	0.295	23.321	2.644	1.918	0.128	11.402	1.432
33		雪寒	-	-	-	-	2.486	0.510	12.319	2.526	-	-	-	-	1.521	0.319	8.101	1.020	0.735	0.231	3.602	0.441

積算技術業務における各種歩掛

各工事の積算技術業務において、1工事当たりの積算<sup>注1)</sup>を実施するための各工事区分別の当初設計書及び変更設計書の歩掛とする。

「工事区分(Lv1)」が2種類以上設定が必要な工事に関しては、「主たる工事区分」の歩掛を使用するものとする。

注1) 積算とは、共通仕様書2002条で定められている以下の内容とする。

- ・積算に必要な現地調査(変更設計書作成時は除く。)
- ・工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成。
- ・積算資料作成
- ・積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)

## パソコン及びプリンタ使用料

## 1) パソコン (CADソフト含む) 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様	使用料
1	OS	Windows 7	18,129
2	アプリケーション	Microsoft office 2007	
		Justsystem 一太郎 2009	
		Adobe Acrobat Ver9 standard	
		AutoCAD LT 2010	

## 2) パソコン (CADソフト含まない) 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様	使用料
1	OS	Windows 7	10,730
2	アプリケーション	Microsoft office 2007	
		Justsystem 一太郎 2009	
		Adobe Acrobat Ver9 standard	

## 3) プリンタ 1台当たり

円/ヶ月

No	項目	仕様	使用料
1	用紙	カラー出力及び最大A3対応	16,486